

教科	商業	科目	経済活動と法	科目コード	
単位	2	分類	系列科目（国際ビジネス系列）	受講学年	3

科目説明	ビジネスに必要な法規に関する基本的な知識を学び、経済社会における法の意義や役割について理解し、経済全般を法的に考え、判断する能力を身につける。				
授業の内容	1 経済社会と法	選択 の 条件	国際ビジネス系列必修		
	2 権利・義務と財産権		使用 教材	・教科書	
3 財産権と契約	・ビジネス基本六法				
4 企業活動に関する法	・問題集				
5 社会生活に関する法					
6 紛争の予防と解決					
備考					

**2** 権利・義務と財産権

**1** Economic Activities and Laws  
**権利・義務とその主体**

**1 権利と義務**

権利とは、他人にある行為を求めることや、自分がある行為をすること、法律上できることとされる資格をいう。これに対し義務とは、他人に対してある行為をしなければならない、あるいは、してはならないという法律上の拘束をいう。

**例** For Example

AとBとのあいだで、商品の売買が行われた場合、売り主Aには代金を支払えと主張できる権利と、商品を引き渡さなければならないという義務が発生する。これに対して、買い主Bには、商品を引き渡せと主張できる権利と、代金を支払わなければならないという義務が発生する。さらに、商品と代金の受け渡しが終わると、売り主Aはその商品を、買い主Bはその商品を自由に使用できる権利を得ることができる。

このように、わたしたちの社会生活は、法的にみると権利と義務の関係で成り立っている。この関係を法律関係という。

そこで、社会生活が秩序正しく営まれるためには、権利者が無制限に権利を行使することは許されず、公共の福祉に反しないように、信義に従い、誠実に権利を行使しなければならない。これに反する行為は**権利の濫用**として禁じられている。

また、義務者も責任をもって義務を果たさなければならない。民法1条は「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行使しなければならない。権利の

適用、これを許さない」と定めている。

**Learning Case** 事例

● 宇赤丹遺取事件 ● 昭和10年10月15日大審判判決

自分の買った土地の一部（約6.6m）に、温泉の引湯の管が通っていることから、その土地の買い主は、温泉会社に、その管の除去を求めた。もし、これに応じられないときは、その自分の買った土地全部（9300m<sup>2</sup>）を不当に高額の価格で買い取るように要求した。判決は、Aの要求を権利の濫用としてしりぞけた。

濫用しないのなら、管部の土地を許すてもらおうかしら。

温泉会社は、Aの要求を権利の濫用としてしりぞけた。

**2 権利・義務の主体**

社会生活を営むうえで、権利をもったり、義務を負ったりする者を、**権利・義務の主体**という。そして、権利・義務の主体となることのできる資格を、**権利能力**という。

今日では、人はすべて、平等に権利能力をもっている（民法3条）。こうした、わたしたち個人個人のことを、法律のうえでは**自然人**とよぶ。

また、今日の社会には、自然人のほかに、会社や協同組合などのように、法律によって、権利・義務の主体として活動することを認められているものがある。これらを**法人**という。ただし、いろいろな団体がすべて法人になれるわけではない。

● 外国人に対しても、権利能力は原則として平等に認められている（民法3条）。

● ある人は、人という。

授業で使っている教科書「経済活動と法」（実教出版）の内容